

# 退職 → 普通徴収（未徴収税額を退職者が直接納入）の場合

※ 退職後、出国予定の方については、できる限り一括徴収して納入をお願いします。

## 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

(令和5)年度分

何年度分の異動届なのかを明記してください。

(あて先) 水戸市長 令和5年11月7日提出 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課		給(特別徴収支取義務者) 所在地(住所) 〒310-0805 水戸市中央〇丁目〇番〇号 フリガナ 〇 〇 ショウジ 名称(氏名) (株) 〇 〇 商事 法人番号又は個人番号 1234567891234	特別徴収義務者指定番号 7123456000 宛名番号 〇〇〇〇1 連絡先 係 経理課 氏名 鈴木一郎 電話 029-224-1111(内線1611)
給与所得者 フリガナ ヤマダハナコ 氏名 山田花子(旧姓 中村) 生年月日 大(昭)平〇〇年〇〇月〇〇日 個人番号 987654321987 旧住所(1月1日) 水戸市桜川〇-〇-〇 現住所(異動後) 日立市水本町〇-〇-〇	(ア) 特別徴収税額年税額 9,200 円 (イ) 徴収済税額 6 月分から 10 月分まで 4,300 円 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 4,900 円	異動の年月日 (令和) 5 年 10 月 31 日	異動の事由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 会社解散 6 育児休業(産前・産後休業) 7 死亡 8 その他

特別徴収税額の決定・変更通知書の特別徴収義務者指定番号と宛名番号を記入してください。

異動届の内容について応答できる方の係名・氏名・電話番号を記入してください。

異動した方の住所・氏名・個人番号を記入してください。なお、姓が変わった場合は、旧姓も記入してください。

該当する項目を必ず〇で囲んでください。

異動した方の特別徴収税額を記入してください(特別徴収税額の決定・変更通知書に記載)。

〇「一括徴収」をする場合は、次の欄も記入してください。

一括徴収税額(未徴収税額(ウ)と同じです) 月分 月分	一括徴収した税額は 月分 で 月 日 に納入します	理由 1 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申し出があったため 2 異動が令和6年1月1日以後で、特別徴収の継続の申出がないため
--------------------------------	---------------------------	---

異動した方の税額を何月分から何月分まで徴収したか、また、その合計額を記入してください。

〇相続人代表者(異動事由「死亡」の場合)

氏名 (続柄)
住所
連絡先

事業主の法人番号(13桁)又は個人事業主の個人番号(12桁)を右詰めで記入してください。

〇転勤等により「特別徴収継続」をする場合は、次の欄に記入してください(新勤務先で記入してください)。

給(特別徴収支取義務者) 所在地(住所) 〒 -	連絡先 係 氏名 電話	特別徴収義務者指定番号 新規	納入書 要・不要 ※水戸市で初めて特別徴収をする場合は、どちらかに〇をつけてください。
フリガナ 名称(氏名) 法人番号又は個人番号	月割額 円を 月分から徴収し、納入します。		

(ア)の年税額から(イ)の徴収済税額を差し引いた金額を記入してください。

# 記入例2

## 退職 ➔ 一括徴収（未徴収税額を退職者より全額徴収）の場合

- ※ 死亡退職の場合、一括徴収は認められませんのでご注意ください。
- ※ 納入書で納入している場合は、当月分の納入書に印字された金額を変更して納入をお願いします（P5 参照）。

### 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

何年度分の異動届なのかを明記してください。

(令和5)年度分

(あて先) 水戸市長 令和5年9月1日提出 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課		給(特別徴収支取義務者)者 所在地(住所) 〒310-0805 水戸市中央〇丁目〇番〇号 フリガナ 〇 〇 ショウジ 名称(氏名) (株) 〇 〇 商事 法人番号又は個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	特別徴収義務者指定番号 7 1 2 3 4 5 6 0 0 0 宛名番号 〇 〇 〇 〇 1	係 經理課 氏名 鈴木一郎 電話 029-224-1111 (内線1611)			
フリガナ ヤマダハナコ	氏名 山田花子 (旧姓 中村)	(ア) 特別徴収税額 年税額 11,500 円	(イ) 徴収済税額 6 月分から 8 月分まで 3,400 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 8,100 円	異動の日 令和5年8月31日	異動の理由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 会社解散 6 育児休業 7 死亡 8 その他	異動後の未徴収税額の徴収 1 特別徴収継続(転勤等) 2 一括徴収(未徴収税額を退職者から全額徴収して納入する) 3 普通徴収(未徴収税額を異動者本人が納入する)
住所 旧住所(1月1日) 水戸市桜川〇-〇-〇 現住所(異動後) 日立市水本町〇-〇-〇	生年月日 大(時)・平〇〇年〇〇月〇〇日 個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 9 8 7	〇「一括徴収」をする場合は、次の欄も記入してください。		〇「一括徴収」をする場合は、次の欄も記入してください。		〇「一括徴収」をする場合は、次の欄も記入してください。	
一括徴収税額(未徴収税額(ウ)と同じです) 9 月分から 5 月分まで 8,100 円		一括徴収した税額は 9 月分で 10 月 10 日に納入します		理由 1 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申し出があったため異動が令和6年1月1日以後で、特別徴収の継続の申し出がないため		〇相続人代表者(「死亡」の場合) 氏名 (続柄) 住所 連絡先	
〇転勤等により「特別徴収継続」をする場合は、次の欄に記入してください(新勤務先で記入してください)。		〇転勤等により「特別徴収継続」をする場合は、次の欄に記入してください(新勤務先で記入してください)。		〇転勤等により「特別徴収継続」をする場合は、次の欄に記入してください(新勤務先で記入してください)。		〇転勤等により「特別徴収継続」をする場合は、次の欄に記入してください(新勤務先で記入してください)。	
給(特別徴収支取義務者)者 所在地(住所) フリガナ 名称(氏名) 法人番号又は個人番号	連係 氏名 電話	特別徴収義務者指定番号 納入書 要・不要 ※水戸市で初めて特別徴収をする場合は、どちらかに○をつけてください。 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。	新規		事業主の法人番号(13桁)又は個人事業主の個人番号(12桁)を右詰めで記入してください。		

異動した方の住所・氏名・個人番号を記入してください。なお、姓が変わった場合は、旧姓も記入してください。

異動した方の特別徴収税額を記入してください(特別徴収税額の決定・変更通知書に記載)。

異動した方の税額を何月分から何月分まで徴収したか、また、その合計額を記入してください。

一括徴収した税額を何月分で納入するのかを記入してください。

該当の番号を○で囲んでください。

死亡退職の場合、本人死亡後に相続人に支払われる給与からの特別徴収(一括徴収含む)は認められませんのでご注意ください。

特別徴収税額の決定・変更通知書の特別徴収義務者指定番号と宛名番号を記入してください。

異動届の内容について応答できる方の係名・氏名・電話番号を記入してください。

該当する項目を必ず○で囲んでください。

転勤 → 特別徴収継続の場合

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

何年度分の異動届なのかを明記してください。

(令和5)年度分

異動した方の住所・氏名を記入してください。なお、姓が変わった場合は、旧姓も記入してください。

個人番号は、新勤務先の事業所が本人からの提供を受けて記入してください。

異動した方の特別徴収税額を記入してください(特別徴収税額の決定・変更通知書に記載)。

異動した方の税額を何月分から何月分まで徴収したか、また、その合計額を記入してください。

(ア)の年税額から(イ)の徴収済税額を差し引いた金額を記入してください。

(あて先) 水戸市長 令和5年7月5日提出 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課		給(特別徴収支取義務者)者 所在地(住所) 〒310-0805 水戸市中央〇丁目〇番〇号 フリガナ 〇〇 ショウジ 名称(氏名) (株)〇〇商事 法人番号又は個人番号 1234567891234	特別徴収義務者指定番号 7123456000 宛名番号 〇〇〇〇1	連絡先 係 経理課 氏名 鈴木一郎 電話 029-224-1111(内線1611)		
給与所得者 フリガナ ヤマダハナコ 氏名 山田花子(旧姓 中村) 生年月日 大(昭)平〇〇年〇〇月〇〇日 個人番号 987654321987 旧住所(1月1日) 水戸市桜川〇-〇-〇 現住所(異動後) 日立市水本町〇-〇-〇	(ア)特別徴収税額年税額 120,000円	(イ)徴収済税額 月分(6)から 月分(7)まで 20,000円	(ウ)未徴収税額(ア)-(イ) 100,000円	異動年月日 (令和)5年7月5日	異動事由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長欠 5 会社解散 6 育児休業(産前・産後休業) 7 死亡 8 その他	異動後の未徴収税額の徴収 1 特別徴収継続(転勤等) 2 一括徴収(未徴収税額を退職者から全額徴収して納入する) 3 普通徴収(未徴収税額を異動者本人が納入する)

特別徴収税額の決定・変更通知書の特別徴収義務者指定番号と宛名番号を記入してください。

異動届の内容について応答できる方の係名・氏名・電話番号を記入してください。

該当する項目を必ず〇で囲んでください。

事業主の法人番号を記入してください。

《個人事業主の方》  
個人事業主の場合は、個人番号の記入は不要です。個人番号を記入せずに新勤務先へ送付してください。

新勤務先で水戸市の指定番号がある場合は、その番号を記入してください。

〇「一括徴収」をする場合は、次の欄も記入してください。

一括徴収税額(未徴収税額(ウ)と同じです) 月分( )から 月分( )まで	一括徴収した税額は 月分( )で 月( )日 に納入します	理由 1 異動が令和5年12月31日までに、一括徴収の申し出があったため 2 異動が令和6年1月1日以後で、特別徴収の継続の申出がないため
--	-------------------------------	---

〇転勤等により「特別徴収継続」をする場合は、次の欄に記入してください(新勤務先で記入してください)。

給(特別徴収支取義務者)者 所在地(住所) 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1丁目1-1 フリガナ 〇〇 ショウジトウキョウシテン 名称(氏名) (株)〇〇商事東京支店 法人番号又は個人番号 1234567891234	連絡先 係 経理課 氏名 山本太郎 電話 03-1234-5678(内線104)	特別徴収義務者指定番号 7123456002 新規 納入書 要・不要 *水戸市で初めて特別徴収をする場合は、どちらかに〇をつけてください。 月割額 10,000円を 月分(8)から徴収し、納入します。
--	---	--

記入例は、特別徴収税額(年税額)120,000円、月割額10,000円、前勤務先を7月で退職して8月から新勤務先に転勤する場合です。月割額が分からない場合は、月割額は空欄のまま特別徴収の開始月だけ記入して提出してください。異動届が10日までに提出された場合は、その月の月末に特別徴収税額の決定・変更通知書を送付します(月末発送の決定・変更通知書記載の月割額を、異動した方の給与から特別徴収できる開始月の記入をお願いします)。また、事前に税額や特別徴収義務者指定番号を確認したい場合は、異動届の余白にその旨記載するか、市民税課までご連絡ください。

# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

( ) 年度分

(あて先)  <b>水戸市長</b>  令和 年 月 日提出  〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課	給(特別徴収義務者)支払者	所在地(住所)	〒 -										特別徴収義務者指定番号											
		フリガナ											連絡先	宛名番号										
		名称(氏名)												係										
		法人番号又は個人番号										氏名												
										電話														

給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 年税額	(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動の日 年 月 日	異動の由	異動後の未徴収税額の徴収
	氏名	(旧姓)											月分から	月分まで				
	生年月日	大・昭・平		年		月		日		円	円	円						
	個人番号												円	円	円			
住所	旧住所(1月1日)											円				円	円	
住所	現住所(異動後)												円	円	円			

○「一括徴収」をする場合は、次の欄も記入してください。

一括徴収税額 (未徴収税額(ウ)と同じです)	一括徴収した税額は	理由
月分 から 月分 まで 円	月分 で 月 日 に納入します	1 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申し出があったため 2 異動が令和6年1月1日以後で、特別徴収の継続の申し出がないため

○転勤等により「特別徴収継続」をする場合は、次の欄に記入してください(新勤務先で記入してください)。

給(特別徴収義務者)支払者	所在地(住所)	〒 -										連絡先	特別徴収義務者指定番号	新規												
	フリガナ												氏名	納入書	要・不要	※水戸市で初めて特別徴収をする場合は、どちらかに○をつけてください。										
	名称(氏名)													電話	月割額		円を									
	法人番号又は個人番号										月分から徴収し、納入します。															

- 異動届出書は、異動があった月の翌月10日までに提出してください。期日までに届いた異動届出書に係る特別徴収税額の決定・変更通知書をその月末に送付します。
- 令和6年1月1日から4月30日までの間に退職・休職等をした場合で、5月31日までに支払われる予定の給与又は退職手当等が未徴収税額を超えるときは、一括徴収することが義務付けられています。
- 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入して新勤務先に送付し、新勤務先では下段の事項を記入して提出してください。ただし、「給与所得者」欄の「個人番号」は、前勤務先では記入せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」欄の「個人番号」の記入は不要です。

控えが必要な場合は、コピーをおとりください。

水戸市使用欄		
令和5年度	課税権なし 課税資料なし 普通徴収	処理不要
令和6年度	課税権なし 課税資料なし 普通徴収	処理不要
( )年度	課税権なし 課税資料なし 普通徴収	処理不要